主 文

原判決を破棄する。

被告人を罰金四〇、〇〇〇円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金四〇〇円を一日に換算した 期間被告人を労役場に留置する。

但し、本裁判確定の日から二年間右刑の執行を猶予する。

被告人に対し、この裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間選挙権および被選挙権を有しない旨の公職選挙法第二五二条第一項の規定を適用しない。

原審および当審の訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人戸田謙、同菅原光夫、同北野昭武が連名で差し出した 控訴趣意書および控訴趣意書補充書に記載してあるとおりであるから、いずれもこれを引用し、これらに対して当裁判所は、次のように判断をする。

(その余の判決理由は省略する)

(裁判長判事 河本文夫 判事 清水春三 判事 西村法)